

3・7 コンテナ保安問題

3・7・1 日本

2014年3月より実施されている「日本版24時間ルール(海上コンテナ貨物に係る出港前報告制度):JP24」(『船協海運年報 2014』「3・7・1」参照)については、2017年度においても、引き続き利用運送事業者(Non Vessel Operating Common Carrier:NVOCC)の情報提出が不十分な状況がみられた。

そのため、当協会は、財務省関税局との意見交換を通じ、外地 NVOCC に対して JP24 の周知・徹底を図り、特に SPD(積荷情報の報告が行われなかった/報告期限を遅れた場合に行われる事前通知)の対象となることが常態化される NVOCC に対しては、より厳しい対応を講じるよう求めた。